

III. 今後の国際環境協力の取組の方向

我が国は、環境保全を含め MDGs の対象となっている諸課題の地球規模での解決が問われていることを踏まえて、地球環境保全と持続可能な開発の実現に向けて積極的に国際環境協力を進めていく必要がある。特に、我が国としては、協力の進展によって期待される環境保全上の効果、我が国との社会的、経済的、地理的な関係等を踏まえて、とりわけ北東アジアと東南アジアから構成される東アジアにおける環境管理の仕組みの改善に重点をおいて、リーダーシップを發揮していくべきである。

また、このような国際環境協力を進めていくために、政府や政府系機関、地方公共団体、NGO/NPO、企業、学術研究機関などの役割を明確化し、連携を図るしくみをつくっていくことが重要である。さらに、国際環境協力の基盤となる情報の整備、我が国の人材育成、資金の確保など体制の整備を行っていくことが必要である。

1. 世界的な枠組みづくりへの戦略的な関与

地球環境の保全と持続可能な開発の実現に向けた各国の具体的行動を促進するため、世界的な枠組みづくりに積極的に関与する必要がある。このことは、地球全体の環境改善に資するのみならず、ひいては国際的に活躍する我が国の各主体の活動の促進に大いに寄与するものである。その際、関連する国際機関へ人材を派遣すること、UNEP や国際自然保護連合(IUCN)などの国際機関によるイニシアティブへ積極的に関与すること、多数国間での枠組み交渉のみならず、EU・米国等の先進国及び有力な開発途上国との間で、二国間の政策対話にも積極的に取り組むことが重要である。また、我が国の NGO/NPO も、国際的な議論の場においてプレゼンスと発言力を高め、枠組みづくりに積極的に関与していくことが望まれる。

(1) 重点分野に係る世界的な枠組みづくり

書式変更：見出し 3

削除：ア.

我が国としては、持続可能な開発に関する国際的な計画等における重点分野を踏まえ、今後 10 年間に以下の分野において、世界的な枠組みづくりに積極的に関与する必要がある。

- 「淡水資源」、「エネルギー・気候変動」、「土地管理」、「都市環境」、「化学物質管理」及び「教育・キャパシティ・ビルディング」に関する世界的な枠組みづくり(これら分野に関して、横断的な課題である「持続可能な生産消費形態への変更」²⁷に関する枠組みづくりにも関与すべき)

²⁷ UN-CSD の多年度作業計画の全サイクルを通じて、分野横断的な課題として取り上げられている。

- 「生物多様性の保全」については、生物多様性条約を始めとしてワシントン条約、ラムサール条約、世界遺産条約、国際サンゴ礁イニシアティブ等、既に構築されている世界的な枠組みを活用し、国内施策との連携も図りながら積極的な貢献を果たすこと
- 世界の森林の保全と持続可能な経営のための枠組みづくりについては、国連が中心となって国際的な議論が進められているところであり、これに対し、違法伐採対策を含め、積極的に貢献すること

削除：作り

削除：。

(2) 気候変動枠組条約の目的達成を目指した対策の枠組みづくり

削除：イ.

書式変更：見出し 3

気候変動枠組条約に基づく地球温暖化対策を推進するために、我が国は次のような枠組みづくりに向けた取組を進める必要がある。

- 温室効果ガス削減目標の達成に向けて、国内対策を補足する JI や CDM などの活用のルール化に積極的に関与し、我が国の JI や CDM に関する取組に資すること
- 将来的に、開発途上国の温室効果ガスの削減対策への参加、責任の共有を実現するため、特にアジア太平洋地域の関係国と政策対話を進め、開発途上国を含む地球規模での対策の推進に係る枠組みづくりについて主導的役割を果たすこと
- バングラデシュ、モルディブ、ネパール、ブータン、モンゴル、南太平洋諸国など温暖化による影響に脆弱な国々における温暖化への適応対策の枠組みづくりを支援すること

削除：す

(3) 貿易と環境に関する世界的な枠組みづくり

書式変更：見出し 3

削除：ウ.

貿易と環境に関する枠組みづくりにおいて、次のような取組を進める必要がある。

- 世界的な貿易協定の中での環境と貿易の相互支持性の確保に関する議論について積極的に参加すること
- 我が国が経済連携協定を締結する際には、相手国・地域の事情も踏まえつつ、環境面での協力の可能性も追求すること

コメント：意見整理番号23

削除：、

削除：関わる

2. 地域における環境協力の枠組みづくりに向けた我が国のイニシアティブ

地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の仕組みの改善という目標を東アジアを中心として達成していく上で、共通の目標や計画、計画の実施や実行管理の体制、共同で実施するプログラムの作成が必要である。

このような地域の共通の取組を進めていくためには、まず、二国間の政策対話をを行い、各国における環境管理の仕組みを改善する方向性を検討し、地域の環境管理の改善に向けた政策対話に発展させていくことが重要である。また、我が国の ODA を効果的に活用して、情報・研究ネットワークや環境管理能力の強化のための具体的な協力や政策支援型の協力を推進する。さらに、準地域での環境管理のための包括的な共通計画や分野別共通計画の作成実施を通して、地域における環境管理の枠組みの基礎を築く。こうした取組を通じて関係諸国の意識が醸成された段階で、地域の環境協力の包括的な枠組みを構築することが重要である。

削除：とおして

2-1 二国間及び地域の政策対話の推進

(1) 二国間の政策対話の推進

東アジア各国の状況を踏まえ、他の先進国や国際機関とも連携を図りつつ、当該国ニーズ等に応じて、次のような取組を国別に進める必要がある。なお、東アジア以外の国、地域についても、二国間の政策対話や情報の収集・分析を積極的に行い、当該国ニーズ等に照らして必要性が高く、我が国として戦略的に取り組む必要があると考えられる場合には、積極的に国際環境協力を進める。

- 各国との政策対話を通じて、その国の環境の状況、環境管理能力、情報公開の状況、政策決定における国民参加の状況、環境保全上の課題や国際環境協力のニーズなどの情報を把握すること
- 把握した情報をもとに、ODA 等による支援が必要と考えられる場合には、相手国とともに、その国の状況に応じた解決の方向性を検討し、分野別に国際環境協力の方向付けを行い、また可能な限り取組の段階的発展の道筋を示すこと
- 環境保全には民主主義の成熟が必要であることから、特に必要な場合には、環境アセスメント制度への住民参加プロセスの導入など、民主化を促進する環境分野の制度の導入を働きかけること
- 地域における環境管理の枠組み構築に向けて、関係諸国の意識の醸成を図ること
- ODA、投資や貿易などに関する政策対話においても、環境に関する政策対話の成

果を踏まえ、環境保全に関する要素を積極的に組み込んでいくこと

(2) 地域における政策対話の推進

(分野ごとの政策対話の推進)

東アジア地域の環境管理の仕組みの改善に向けた各分野の政策対話を推進するため、次のような取組を進める必要がある。

- ・ 分野ごとの課題解決につながる行動計画の策定・実施について政府レベルでの合意形成が図れるよう、「アジア太平洋環境会議(エコアジア)」、水分野の「世界水フォーラム」、交通と環境分野の「アジアEST地域フォーラム」などの既存の地域フォーラムを維持・発展させること
- ・ 東アジアを中心とした循環型社会の形成に向けた「廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用(3R)」に関する意見交換の場の設定、大気環境管理に関する枠組みづくりを進めること

削除：向けて

○ 3Rに関する意見交換の場の設定

循環型社会づくりは、持続可能な社会づくりに向けた世界の国々共通の課題である。2004年6月のG8首脳会合において小泉総理の提唱により合意された「3Rイニシアティブ」に基づき、G8やアジアの国々を中心とした取組を進めていくが、その中でも特に経済面での相互依存関係が進んでいる東アジアを中心に、循環型社会への移行を推進するため、3Rに関する意見交換の場を設定することなどにより、関係各国との政策対話を努める。

○ 大気環境管理の枠組みづくり

我が国が中心となって、東アジアにおける酸性雨のモニタリング・ネットワークづくりや、アジアにおける持続可能な交通のネットワークづくり、北九州イニシアティブネットワークや国際環境自治体協議会の取組などが行われているが、今後は、北半球の他の地域を対象としている欧州監視評価計画(EMEP)等と連携を図りつつ、大気環境管理の国際的な枠組みづくりを、我が国がリーダーシップをとって、段階的に進めめる。

削除：はかり

2-2 情報・研究のネットワークや環境管理能力の強化

(1) 効果的な情報ネットワーク等の整備

東アジアをはじめとするアジア太平洋地域では、地球温暖化の進行、力強い経済発展などを背景に、短期間に環境が大きく変化していくおそれがある。こうした環境変化の兆しを早い段階で感知検出し、適切な未然防止策や適応策を講じるためには、地球温暖化の影響、生態系の破壊等の地球環境変化のモニタリング、各種モニタリングの統合的な運用、そこで得られたデータや情報の積極的な活用が極めて重要となる。

(モニタリング体制・ネットワークの整備)

我が国は、各国の環境モニタリング体制・地域の環境モニタリング・ネットワークを整備するために、次のような取組を行うことが重要である。

- 関係国の実状やプライオリティに見合ったモニタリング・ネットワークの構築と強化を支援すること
- EANET の拡充、重要生息地ネットワークを通じた渡り鳥の国際共同モニタリングの推進など、既存のモニタリング・ネットワークの拡充と相互の連携強化を図ること
- 黄砂モニタリング、LUCC のモニタリングに関する体制について、関係国とともに早急に検討し、系統だったモニタリングを開始すること（データの共有及び検証といったソフト面も含む）
- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の有効性評価に資するため「東アジア POPs モニタリング事業」を実施すること
- 砂漠化のモニタリング・早期警戒について検討を進めること
- 水質や漂着ごみを含む海洋環境のモニタリングについて NOWPAP 等を活用して充実、拡充すること

(環境情報・データの整備)

我が国は、関係諸国と共同で、以下の取組を進める必要がある。

- 必要な環境情報・データについて、関係者と協力して整備すること（東アジア諸国における生物多様性に関する情報ネットワーク整備の継続的な支援を含む）
- AP-net や WEPA、その他の既存・計画中の廃棄物、大気、水に関する情報ネットワーク間の調整を図り、データの相互交換や比較等を可能にすること

(2) 共同研究や研究ネットワークのより一層の推進

東アジア地域の環境に関する科学的知見の充実及びその成果に基づく政策形成を図るため、次のような取組を進める必要がある。

- APN が中心になって作成した戦略計画に基づく、アジア太平洋地域の研究機関等による地球環境の保全に係る国際共同研究及び研究ネットワークの整備を推進すること
- また、このような研究ネットワークが、研究にとどまらず、具体的な環境保全プロジェクトの形成やその成果の普及にも資するような仕組みを検討すること
- 我が国の研究者（特に若手研究者）の国際的な共同研究への積極的参加・貢献を促進すること、また、既存の大学の研究ネットワークを活用するとともに、特定大学間、研究機関の枠を超えて開かれた共同研究を進めること
- 研究者と政策決定者の連携を促進するとともに、共同研究の成果が政策にフィードバックされるよう、関係国間の環境協定や行動計画に共同研究を位置付けること
- 関係国とのパートナーシップに基づき、UNEP や UNU/LAS などの国際機関と連携しつつ、国際共同研究体制の整備に向けた財政支援を強化すること
- 我が国が中心となってアジア太平洋地域の研究者間の研究交流を一層促進するため、環境省によるエコフロンティア・フェローシップ制度を継続実施するとともに、研究者の情報ネットワークの整備及びアジア太平洋地域の研究者の研究発表の場の創設を検討すること
- 3R イニシアティブの開始を受けて、東アジアを含むアジア太平洋地域での 3R を推進するための研究ネットワークを形成し、情報の交換、研究の交流を図ること、またそのようなテーマ別のネットワークを他の分野にも広げていくこと

コメント：意見整理番号44

（3）開発途上国の環境管理能力向上・環境教育プログラムの開発と実施

（環境管理能力及び環境教育プログラムの開発と実施体制の確立）

東アジア地域の環境管理を改善していくためには、関係国の政府のみならず、企業やコミュニティの環境管理能力の向上が不可欠である。我が国は、2002 年度からの 5 年間で 5,000 人を目標として環境関連の人材育成に協力することを表明し、2005 年からは我が国が提唱した「持続可能な開発のための教育の 10 年」が始まっている。今後はこうした取組を踏まえ、次のような取組を進めるべきである。

- 各国の環境管理能力の現状を踏まえ、我が国の多様な主体の参加も得ながら、重点を絞った能力向上支援を計画的に進めること
- タイ、シンガポール、フィリピン、インドネシアとの間で合意している南南協力促進のた

めのパートナーシップ・プログラム²⁸を発展させ、関係諸国と共同で環境管理能力の支援を実施する体制を構築すること

- 国民の環境意識の向上にとって教育が非常に重要であることから、学校教育等の中に環境教育を組み入れていくよう、環境教育に関わる各国間の交流を進めるとともに、共同の行動計画²⁹を作成し、プログラム開発を進めること
- アジア太平洋地域内で偏在している研究や研修のフィールド、教授資源などについて、大学や大学院間の単位の互換、インターネット放送などの仕組みを通じて、国境を越えて有効に活用するよう奨励すること

コメント：意見整理番号44

削除：を組み入れていくよう、環境教育に関わる各国間の交流を進めるとともに、共同の行動計画

²⁸ 日本の協力を受けてある程度発展段階に達した国が、日本と共同で、より開発程度の低い近隣国や言語、歴史、文化等が似通った国や地域に対して技術協力を実施する枠組み。2003年12月現在で、シンガポール、タイ、エジプト、チュニジア、チリ、ブラジル、アルゼンチン、フィリピン、モロッコ、メキシコ、インドネシアの11か国と締結している。(外務省「ODA白書 2003年版」)

²⁹ ここでいう行動計画とは、環境教育、人権、基礎教育、ジェンダー、平和教育、異文化理解などを含む広い概念を含むものである。

削除：環境教育

削除：意味での環境教育

2-3 我が国 ODA の効果的な活用及び紛争・自然災害に関する国際環境協力

(ODA の活用による政策支援型協力の推進)

開発途上国における環境管理能力の向上については、環境分野の法制度、国家戦略計画、行動計画等の政策の立案、実施、モニタリング、評価が重要である。そのような能力の強化に向けて、次のような取組を進めていくべきである。

- ・ 廃棄物管理、水質・大気保全、有害化学物質管理、生物多様性保全などの分野において、機材供与・インフラ整備に加え、専門家の派遣、研修の実施など政策支援型の国際環境協力をより積極的に進めていくこと。また、こうした政策支援型の協力を通じて、環境分野のさらなる支援ニーズの発掘、具体的な事業形成を促進すること。その際、我が国の企業が有する環境技術の普及促進の観点からも支援内容を検討すること
- ・ 環境 ODA 事業の持続性を向上させるため、機材・インフラの維持管理のための予算・体制を含む受入国のオーナーシップをあらかじめ十分確認したうえで、途上国の受入れ可能な対策・技術の導入を支援するとともに、環境管理に係る人的・組織的能力の向上を一層重視していくこと
- ・ 特に環境 ODA 事業における住民意識の向上のための環境教育や住民参加を重視すること

(国別援助計画の作成とそれに基づく環境 ODA 事業の形成等)

地域の環境管理の改善に向けて、対象国のニーズに照らした必要性に基づき、次のような取組を進める必要がある。

- ・ 外務省が主導する国別援助計画の作成において、当該国に派遣されている環境分野の専門家の活用を視野に入れつつ、各国との政策対話の成果を適切に反映するとともに、地域の環境管理の改善に資する戦略的な視点を踏まえること
- ・ それらの専門家を活用し、MDGs の達成を目指した漁場・森林再生など環境保全の要素を組み込んだ地域開発・生活向上プロジェクト、貧困対策とリンクした環境 ODA 事業、地球温暖化対策など環境に係る国際的な枠組みへの貢献を前提とした環境 ODA 事業の形成と実施を推進すること
- ・ また、専門家の活動を効果的にするため、派遣先の国の行政官をJICA研修等へ積極的に受け入れ、環境管理施策の立案のためのキャパシティ・ビルディングを促進すること
- ・ ODA 受入国が、我が国 ODA 事業の実績を踏まえて自ら対策や技術・ノウハウの普及に取り組めるよう、モデルとしての役割を果たす ODA 事業の形成・実施を推進すること

削除：その作成に携わる環境分野の専門家の充実を図り、

- 開発途上国に適用できるような環境技術の開発につながる ODA 事業の形成・実施を推進すること
- 準地域レベルの環境 ODA 事業の枠組み整備について検討すること

(ODA 等における環境配慮の徹底)

この他、政府による国際環境協力において、開発途上国の ODA 要請の中に環境問題への配慮を高めるような技術協力の推進、ODA 事業等の実施における環境社会配慮ガイドラインの普及、ODA 評価の実施における環境専門家の参加促進が必要である。また、日本が資金を拠出している国際機関等(世界銀行・ADBなどを含む)の環境・社会配慮政策の充実に向けた取組に関与を強めていく必要がある。

(紛争後の復興時及び紛争予防のための国際環境協力)

- 紛争終結時においては、建築物・構造物の破壊で生じた大量の廃棄物の処理、環境インフラの修復、環境組織づくりや人材育成などの対応が早急に求められる。他の政府、国際機関、NGO/NPO などと協力しながら、協力のための計画や協力体制の検討を行い、我が国としての役割を明確にして、紛争後の復興時における国際環境協力に積極的に取り組んでいくべきである。
- 紛争の多くは自然资源管理に起因しており、紛争予防のためには、河川や湖沼、森林や草地など自然资源の適切な管理が決定的に重要なことから、そうした資源管理に関する協力を重視していくことが必要である。また、植林などの地域の人々が参加する環境保全活動が、アイデンティティの違いに起因するような 21 世紀型の紛争の解決に資する点もあることも踏まえ、自然资源の適切な管理を織り込んだ平和の構築活動を進めていくことが必要である。

削除：取組

削除：ふまえ

削除：すすめ

(自然災害発生時及び防災のための国際環境協力)

- 大規模な自然災害発生後には、紛争後の復興時と同様に、大量の廃棄物の処理、環境インフラの修復、環境組織づくりや人材育成などの対応が早急に求められる。他の政府、国際機関、NGO/NPO などと協力しながら、協力のための計画や協力体制の検討を行い、我が国としての役割を明確にして、自然災害発生時における国際環境協力に積極的に取り組んでいくべきである。
- また、自然環境の保全等を通じて、災害予防にも資する国際環境協力を重視していく必要がある。

削除：取組

なお、ODA は国際環境協力の重要なツールの一つであるが、各国との政策対話や枠組みづくりへの関与など ODA 以外の取組を含む国際環境協力全体としての一貫性を重

視しつつ、実施していくべきである。

2-4 地域における環境管理の枠組み構築及び枠組みに基づく環境管理の推進

(1) 地域・準地域の計画・戦略の作成及び実施

(地域・準地域における包括的な共通計画の作成)

アジア太平洋地域や準地域における包括的な環境管理を推進するため、次のような取組を進める必要がある。なお、計画作成に際しては、分野ごとに技術や資金の手当て方法において多様性があることを踏まえ、それらを戦略的に組み合わせること、全分野における課題を見通した上で優先順位を設定することが重要である。また、環境管理に関わる国際的な計画の作成は、二国間では解決しないような自然資源や汚染をめぐる問題を解決の方向に導くためにも重要であるという点にも留意すべきである。

- ・ 北東アジア地域等において、分野ごとに現在行われている協力活動を基礎とした、戦略的な環境保全計画等の計画作成に積極的に関与すること
- ・ これらの計画に関する政策・財政面での関係国の合意を形成し、計画の実効性を担保すること

(分野別の取組の実績づくり等)

将来的には、東アジア環境管理計画に基づく包括的な取組を進めるべきであるが、当面は、分野別に次のような取組を行う必要がある。

- ・ 「自然資源の持続可能な管理」、「生物多様性」、「温暖化への適応」、「廃棄物問題（有害廃棄物等の適正処理の確保・循環型社会(3R)）」、「水問題」、「国際海洋資源」、「酸性雨」、「交通と環境」等の分野において、多国間の連携により効果的な解決が期待できる課題に関する地域レベルの取組を計画的に進めること
- ・ 既に地域で作成・実施している「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」、「北西太平洋地域海行動計画」、「アジア森林パートナーシップ」等の計画やイニシアティブの拡充強化や、第3回世界水フォーラムのフォローアップなどを実施すること

(2) 東アジア地域における環境管理の枠組みづくり

ア. 環境管理の枠組みづくり

(東アジアにおける国際環境協力の包括的枠組み構築を目指した取組)

東アジアの環境管理の改善に向けて、関係諸国が目標を共有し、目標達成のための